

㈱日興堂 茶道具レンタル規約

第1条 (目的・対象茶道具)

甲は、乙に対し次の茶道具を貸付、乙はこれを借り受ける。

対象茶道具：別紙貸出リスト通り

第2条 (貸し渡し時期・方法・レンタル代金・預かり金)

甲は乙に対し本茶道具を次のレンタル代金および第7条の預かり金と引き換えに次の期日までに乙の指定場所にて貸渡すものとする。

第3条 (返却時期・方法)

乙は、甲に対し本茶道具のレンタル期間満了後、直ちに返還期日までに契約にて定められた場所又は方法にて返却するものとする。

第4条 (配送料)

乙は本茶道具について、受入れから返却までの全ての配送料金を負担するものとする。

第5条 (危険負担)

本茶道具について、乙への引渡し完了までに甲乙は乙の責に事由で生じた滅失、毀損、価値減少等の損害は、原因の如何を問わず甲の負担とし、引渡し後、弊社引受け完了までに乙責任による重大故障による滅失、毀損、価値減少等の賠償は乙の負担とする。

第6条 (事前説明・返却茶道具の検査)

甲は、乙に対し本茶道具使用する際の品質及び性能を有する事を保障し、貸出前の傷等については事前に乙に対し通知するものとする。

また、甲がレンタル期間満了により返還を受けた本茶道具の検査を行い、乙過失による重大な毀損、故障等を発見した場合、その修繕等に係る費用一切を乙の負担とする。

第7条 (預かり金、修繕費用)

第6条の乙過失による修繕に要する費用の負担は預かり金によって支払うものとする。その際に不足金が生じた場合は乙が負担するものとする。

また、本茶道具返還後に乙過失による重大な毀損、故障等が認められなかった場合は、甲は乙に預かり金を全額返還するものとする。

第8条（返却遅延）

甲は、乙が事前通知なく第3条記載の期日に本茶道具返却を履行しなかった場合、何らかの通知催告を要せず本契約の解除をし、本茶道具の返還を求めることが出来る。この場合、乙は遅延日数分の甲算定による損害賠償を負担するものとする。但し、乙はあらかじめ返却遅延が予想される時は、甲へ事前に通知し遅延料金を支払う事が出来る。

第9条（キャンセル料金の規定）

甲は乙と締結している契約に対し、乙が本契約の1週間前から当日までの間に本茶道具レンタルの契約解除を求めた場合は下記に示すキャンセル料金の支払いを受ける事が出来る。

【キャンセル料金 規定】

レンタル当日	: レンタル代金の 100%
レンタル前日～3日前	: レンタル代金の 70%
レンタル4日前～6日前	: レンタル代金の 50%
レンタル1週間前	: レンタル代金の 30%

第10条（その他の協議）

この契約書に定めのない事項につき甲乙それぞれ疑義が生じた場合は、甲乙協議し定めるものとする。

第11条（管轄裁判所）

この契約に関し訴えの提起等紛議が生じ裁判となった場合は、甲の所在地にある裁判所を管轄裁判所とする。

茶道具レンタル契約書

株式会社 日興堂と _____ は茶道具レンタルについて次の通り契約を締結する。

1. (株)日興堂 茶道具レンタル規約書を理解しました。 はい ・ いいえ

2. 貸渡し日について

貸渡し期日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

乙指定場所： _____ (※弊社に直接引取りの場合は日興堂本社と記入)

レンタル代金： _____ 円 預かり金 20,000 円

(株)日興堂による茶道具レンタルの配送料金： _____ 円 (※日興堂が配送を請け負う場合の料金)

3. 返却日について

返却期日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

返却場所又は方法： _____

(※弊社に直接返却の場合は日興堂本社と記入し、運送等による返却の場合は返却期日を運送会社への荷出し日とし運送会社名を記入する。)

(株)日興堂による茶道具レンタルの運送料金： _____ 円 (※日興堂が運送を請け負う場合の料金)

(2)、(3) 内容で同意する はい ・ いいえ

本契約の成立を証する為に本契約書を2通作成し、甲乙各自署名押印の上、各1通を保持するものとする。

年 _____ 月 _____ 日

甲) 兵庫県神戸市兵庫区水木通り8-3-14
株式会社 日興堂

乙) 住所：

氏名： _____ (印)